

とくしま汚水処理構想 2011

～きれいな水環境の実現～
(素案)



平成23年 月

徳 島 県

「とくしま汚水処理構想2011」～きれいな水環境の実現～

目 次

第1章 概要	
1 構想の目的	1
2 構想の基本方針	1
3 東日本大震災の教訓を踏まえた汚水処理施設の整備	2
第2章 徳島県の汚水処理	
1 汚水処理施設整備の現状	3
(1) 公共下水道・集落排水事業	3
(2) 合併処理浄化槽・コミュニティ・プラント	4
(3) 汚水処理人口普及率	4
2 汚水処理施設整備の課題	6
第3章 構想の策定方法	
1 基礎調査	7
2 検討単位区域の設定	7
3 処理区域の設定	8
4 整備手法の選定	9
5 段階的整備の方針	9
6 住民意向の把握	10
7 汚泥処理、維持管理の方針の検討手順	10
8 大規模地震・津波対策の観点からの整備手法の検証	10
第4章 構想の策定結果	
1 将来行政区域内人口	10
2 整備手法	11
3 整備目標	11
4 維持管理の方針	13
5 汚泥処理の方針	13
第5章 構想の推進	
1 下水道、農業集落排水施設等の整備促進	16
2 合併処理浄化槽の整備促進	16
3 汚水処理施設整備の県民への普及啓発活動	16
4 整備手法間の調整及び今後の状況変化への対応	16
(添付資料)	
徳島県汚水処理構想図	17
市町村別汚水処理人口普及率〔基準年次、目標年次〕	18

第1章 概要

1 構想の目的

徳島県の汚水処理人口普及率は、平成22年度末で49.4%（9年連続全国最下位）と、全国（全国平均86.9%）と比較して著しく立ち遅れています。

全ての県民が快適で安心して暮らすことのできる生活環境を実現するためには、県内全域において地域の実情に合わせた適切な汚水処理施設が整備され、正しく活用されることが必要であり、そのための取り組みを積極的に推進する必要があります。

徳島県汚水処理構想は、地域の実情等に応じた整備手法の選定等を行うことにより、汚水処理施設の効率的な整備を進めるための指針として平成7年に策定、平成18年に見直し後、5年ごとに見直しを実施することとしているものです。今回の見直しでは人口減少や高齢化の進展、社会構造の変化等、汚水処理施設整備を取り巻く諸情勢が大きく変化したことから、構想での整備目標と現状との間に乖離が見受けられるようになったことに加え、「東日本大震災」で、多くの汚水処理施設が被害を受け、住民の生活に大きな影響を与えたため、「防災・減災」の視点も併せて見直しをする必要が生じたためです。

このようなことから、構想の点検・見直しを行い、新たに「とくしま汚水処理構想2011～きれいな水環境の実現～」を策定し、将来に向けての本県汚水処理施設の整備を効率的かつ計画的に推進するための新たな指針とするものです。

2 構想の基本方針

本構想は、市町村の汚水処理構想と調整をはかり、次の基本方針に基づき策定しました。

なお、平成20年度を基準年次とし、基準年次から22年後の平成42年度を目標年次としています。

- (1) 県民すべてが清潔で快適な生活環境を確保するとともに、川や海など公共用水域の水質の保全、改善を図るため、県下全域を対象とした汚水処理施設の整備を行うための指針とします。
- (2) 広域的な観点から所要の調査・検討を行い、整備手法の選定についても、各種汚水処理施設の特性、経済性、維持管理、整備の緊急性、防災・減災の視点等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた整備手法の選定を行うとともに、あらゆる事業制度を活用します。
経済比較については、年齢構成や人口動向等の調査に基づいた適切な将来人口推計値を用いて行います。
- (3) 個別処理区域においては、計画的に整備がなされ、的確に維持管理が行われるよう、「浄化槽市町村整備推進事業」など、市町村が設置及び維持管理の主体となる手法を積極的に活用するものとします。

さらに、既存の単独処理浄化槽及びくみ取り式トイレから合併処理浄化槽への転換についても推進するものとします。

- (4) 整備スケジュールについては、長期的な人口動向等を踏まえたうえで、市町村の財政状況、予算・人員等からみた整備可能量、事業の実施順位（優先度）、概算事業費などを勘案し策定します。

3 東日本大震災の教訓を踏まえた汚水処理施設の整備

(1) 汚水処理施設の被災状況と教訓

東日本大震災では、地震動による被害よりも津波による被害ははるかに大きく、これまでの地震とは異なる特徴となっています。

① 集合処理施設（下水道等）

沿岸部の汚水処理場では、津波により電気・機械設備をはじめとして多くの施設が損傷、破壊、流出し、本復旧までに長期間を要する状況から、施設を津波から守るとともに、万一被災しても早期に復旧できる対策が必要です。

また、管渠については液状化等によるマンホールや管渠の浮上に加え大量の土砂流入による閉塞、大規模な地盤の変状による管渠の破断等の被害が発生し、液状化防止対策等が必要です。

② 個別処理施設（合併処理浄化槽）

合併処理浄化槽については、液状化等による処理槽の浮上、管接合部の破損、電気設備（ブローア）の損傷等が多く発生しており、液状化への対策等が必要です。

(2) 教訓をふまえた地震・津波対策

① 集合処理施設（下水道等）

1) 処理場、ポンプ場等において配慮すべき事項

- ・重要設備、操作盤、排気開口部は、想定津波高を考慮して設置する。
- ・ポンプ施設、設備及びその電源となる自家発電設備を防護する。
- ・想定津波高以下の扉、開口部等は水密性を確保する。
- ・コンクリート製蓋等により水処理施設の開口部に覆蓋を設置する。
- ・制御盤はできる限り2階以上の高層階に設置し、必要に応じて独立して高所に設置することを検討する。
- ・自家発電設備については、冷却水確保が困難な場合は、多様な燃料に対応可能なガスタービン駆動を採用し、運転時間は24～48時間を確保する。

2) 管路施設において配慮すべき事項

- ・埋戻し土の締固め及び固化
- ・碎石による埋戻し
- ・マンホール浮上及び側塊ズレ防止
- ・マンホール接続部の耐震継手

- ・本管と取付け管の接続部の耐震継手
 - ・差込長さの延長と可とう性継手構造
- ② 個別処理施設（合併処理浄化槽）
- ・槽本体の浮上防止バンドによる固定
 - ・コンクリートボックス工法による強度向上
 - ・可とう継ぎ手による管接続
 - ・ブローアの高所設置

（３）今後の方針

今後、詳細な被害状況や復旧状況等について調査が進み、新たな知見に基づく防災・減災対策が出されると予想されるので、情報収集及び市町村への情報提供を進め、地域の実情に応じた災害に強い汚水処理施設に随時見直していくこととします。

第２章 徳島県の汚水処理

1 汚水処理施設整備の現状

（１）公共下水道・集落排水事業

本県において本格的に下水道事業がはじまったのは、戦後になってからです。

徳島市は、公共下水道計画を昭和２２年に立案し、翌２３年に事業認可を得て、主に雨水浸水対策を目的として事業着手しました。その後、急激な都市化および社会情勢の変動等により計画変更を重ね、現在２処理区で事業を展開し、徐々に普及率を伸ばして来ました。

次いで吉野川沿川の吉野川市中央処理区は、昭和５１年度から事業に着手し、平成４年度に一部供用開始、その後事業が徐々に進捗し、県内における下水道先進地としての役割を果たして今日に至っております。

平成２２年度末までに、１５市町で公共下水道事業に着手し、１３市町１４処理区で供用を開始しております。平成２２年度末の処理人口は117,269人であり、県下の総人口に対して14.8%の普及率です。

本県における農業集落排水事業は、昭和５３年に阿南市岩脇処理区において事業着手して以来、平成２２年度末までに12市町村36処理区において事業着手し、供用を開始しています。

漁業集落排水事業は、美波町伊座利漁港（H12供用開始）、由岐漁港（H22供用開始）、海陽町竹ヶ島漁港（H13供用開始）の3処理区で供用開始しています。

林業集落排水事業は、那賀町大久保・川口地区1地区で供用開始しています。

平成２２年度末の集落排水施設による処理人口は21,728人、普及率は2.7%です。

(2) 合併処理浄化槽・コミュニティ・プラント

個々の家庭毎に整備する合併処理浄化槽は、県内では公共下水道等の普及があまり進んでいないことから、年々増加しており、平成22年度末時点の合併処理浄化槽による処理人口は24市町村で245,211人、普及率は31.0%です。

また、コミュニティ・プラントは、公的機関や民間開発者の開発行為による住宅団地等に設置され、市町村が管理する污水处理施設ですが、住宅団地等を中心に鳴門市など4市町で8箇所が供用され、処理人口は6,956人、普及率は0.9%です。

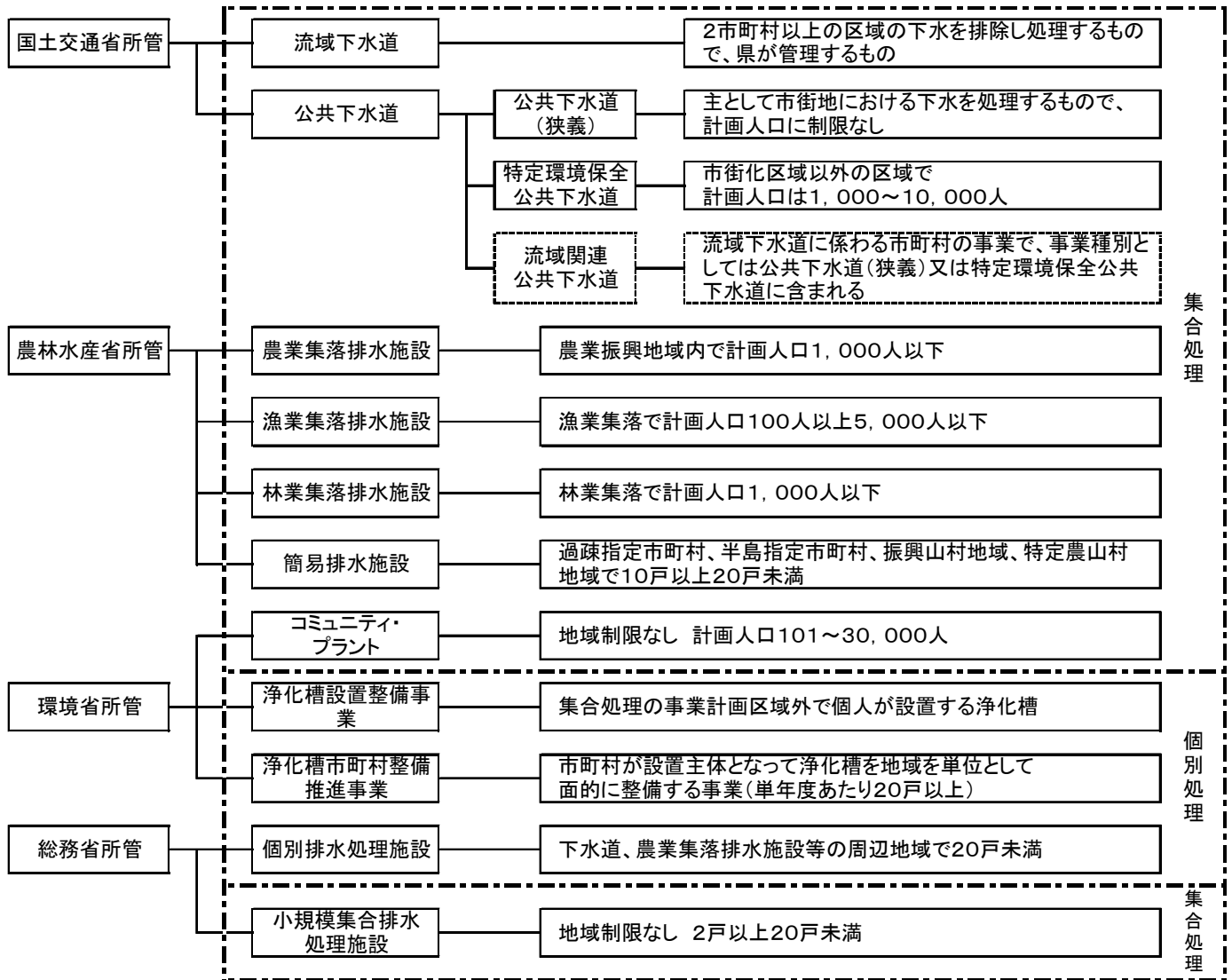


図2-1 事業種別体系図

(3) 污水处理人口普及率

平成22年度末での污水处理施設整備状況は、県全体では49.4%、そのうち公共下水道、集落排水施設やコミュニティ・プラントの集合処理が18.4%、個別処理が31.0%です。

表 2 - 1 事業種別現況処理人口

整備事業種別	現況処理人口（人） （平成22年度）	構成比 （%）
公共下水道	117,269	14.8
集落排水施設	21,728	2.7
コミュニティ・プラント	6,956	0.9
合併処理浄化槽	245,211	31.0
処理人口計	391,164	49.4
未処理人口	400,078	50.6
合計	791,242	100.0

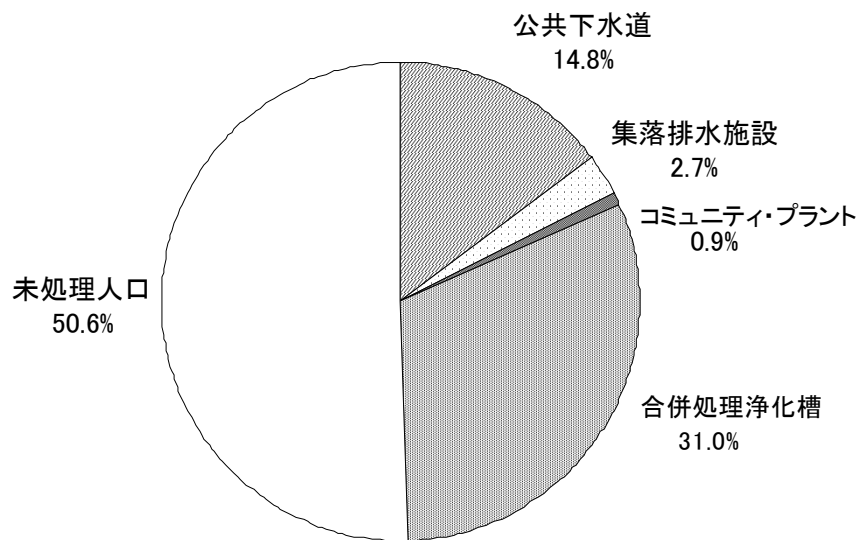


図 2 - 2 事業種別現況普及率

$$\text{※汚水処理人口普及率 (\%)} = \frac{\text{汚水処理整備人口}}{\text{行政人口}} \times 100$$

2 汚水処理施設整備の課題

(1) 汚水処理人口普及率の向上

早い段階から下水道事業を進めてきた徳島市や吉野川市を除き、県内では汚水処理人口普及率が低く、平成22年度末で9年連続で全国最下位となっています。

このため、汚水処理人口普及率の向上が課題として挙げられます。

(2) 厳しい財政状況への対応

市町村の財政状況の悪化は、汚水処理施設の整備が遅滞する原因となっており、財政状況の改善が汚水処理人口普及率を向上させるための課題として挙げられます。

厳しい財政状況に対応した、効率的で効果的な汚水処理施設の整備が必要となっています。

(3) 合併処理浄化槽による個別処理の推進

人口流出や少子化等による人口減少のため、集合処理による整備を計画していた区域の整備効率が低下し、整備手法の見直しが必要となっています。

集合処理での整備効果が低下している地区では、個別処理へ整備手法を見直し、合併処理浄化槽による整備を進めていく必要があります。

(4) 汚水処理施設の維持管理

近年の厳しい財政状況の中で、汚水処理施設整備を進めていくためには、汚水処理施設の経営の健全化が必須となります。

汚水処理施設の維持管理の効率化、合理化を推進するとともに、適切な使用料の設定や、接続の徹底等に取り組む必要があります。

(5) 汚泥の有効利用の推進

汚水処理施設の整備に伴い、汚泥の発生量は比例的に増加していきます。

今後は、埋め立て処分地の確保が一層厳しくなることから、汚泥の再資源化などの有効利用に取り組む必要があります。

第3章 構想の策定方法

本構想の基となる市町村汚水処理構想の策定方法の概要は、次のとおりです。

1 基礎調査

汚水処理構想を策定するにあたり、基礎調査として以下の各項目を整理しました。

- (1) 土地利用の現況
- (2) 既存の汚水処理施設の計画に関する調査
- (3) 人口の現況と見通し
- (4) 水環境の現況

2 検討単位区域の設定

検討単位区域の設定は、経済性や地域の自然条件、社会条件、整備の緊急性などを考慮して、下水道等による集合処理区域と合併処理浄化槽による個別処理区域を設定しました。

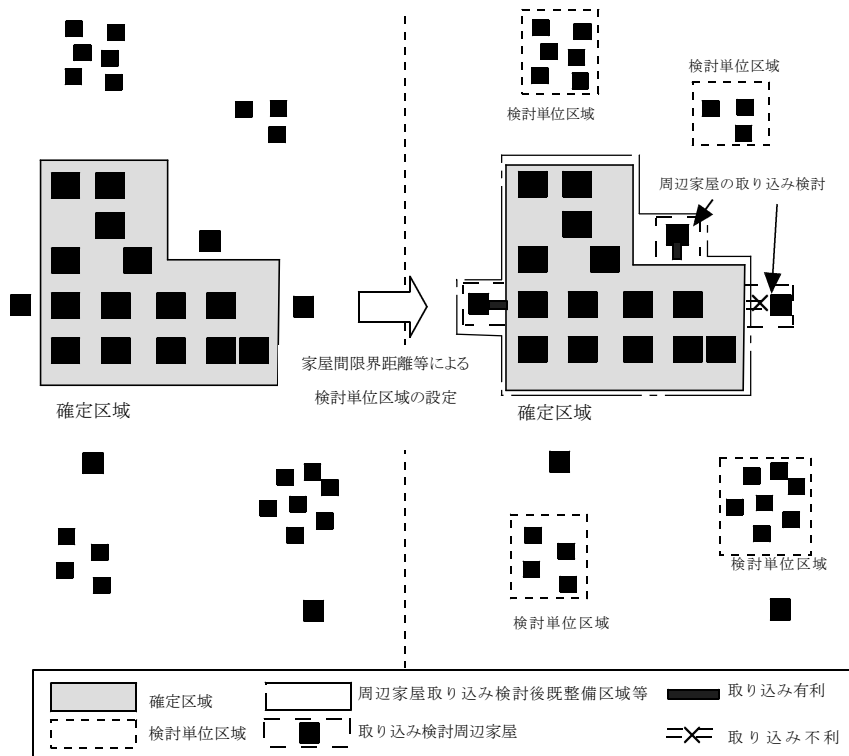
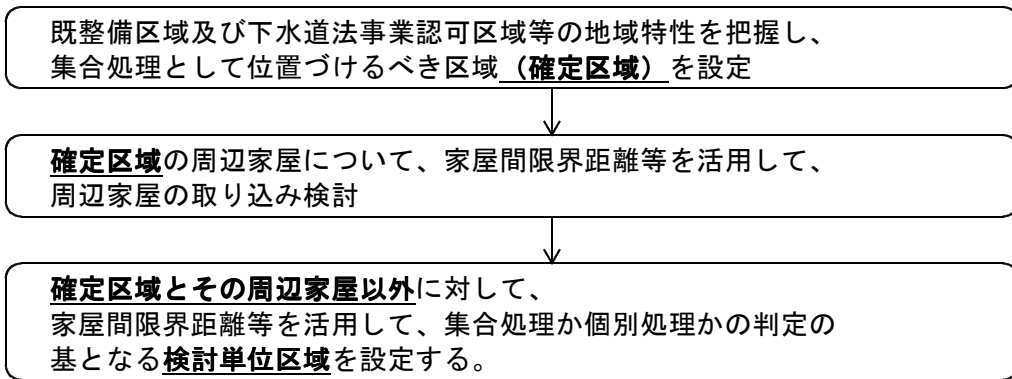


図3-1 検討単位区域設定イメージ

3 処理区域の設定

集合処理区域のうち、経済性及び処理区としての妥当性の観点から、1箇所の処理場に集めて処理することが望ましいものを接続することにより処理区を設定しました。

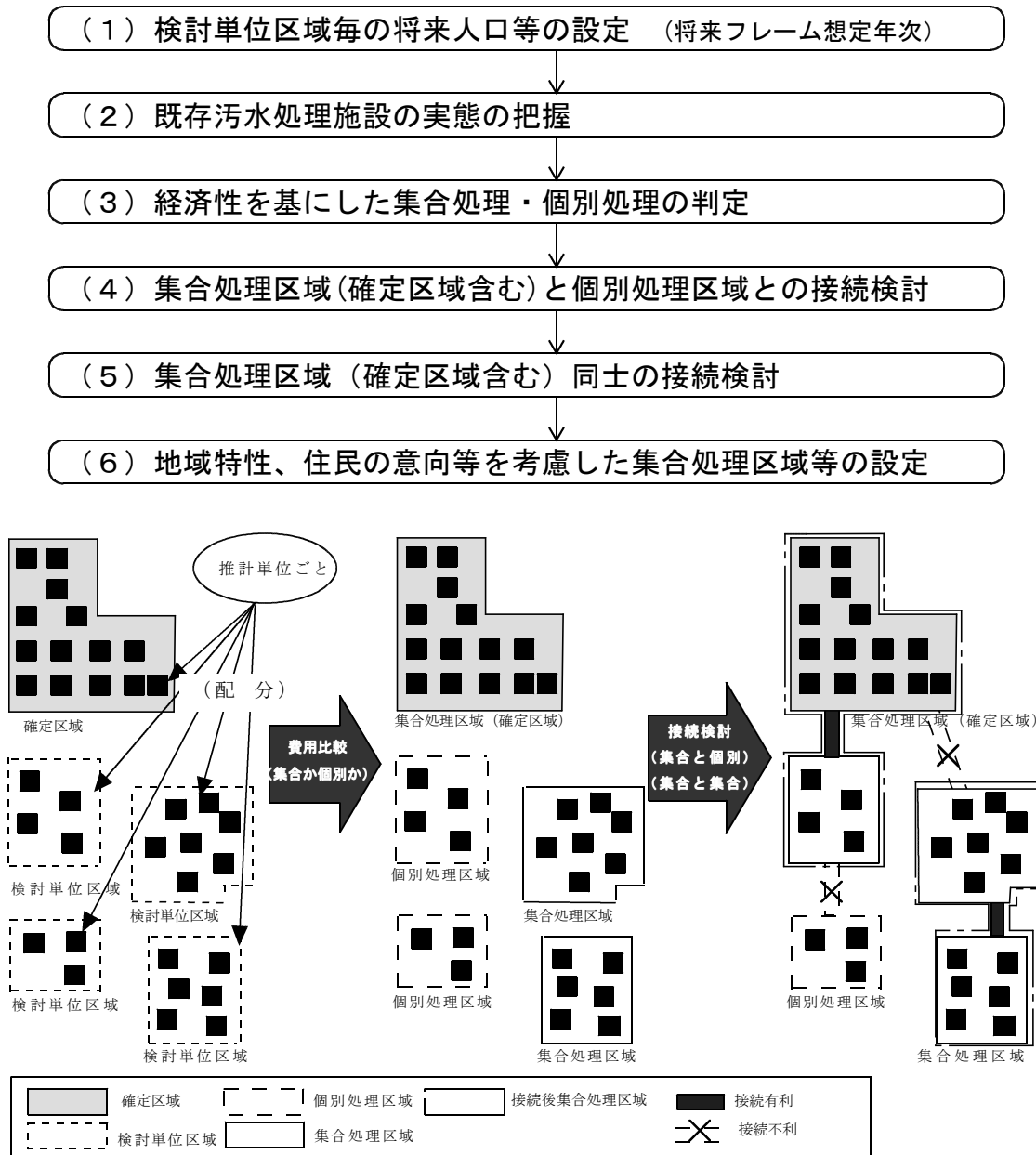


図3-2 処理区域の設定イメージ

4 整備手法の選定

各処理区及び個別処理区域について、事業種別を決定するために次の検討を行い整備手法を選定しました。

① 集合処理区域の整備手法の選定

次の8種類の各種整備事業のうちから、適用する事業を選定しました。

- ・ 公共下水道（国土交通省）
 - └── 流域関連公共下水道
 - └── 単独公共下水道
- ・ 特定環境保全公共下水道（国土交通省）
- ・ 農業集落排水施設（農林水産省所管）
- ・ 漁業集落排水施設（農林水産省所管）
- ・ 簡易排水施設（農林水産省所管）
- ・ コミュニティ・プラント（環境省所管）
- ・ 小規模集合排水処理施設（総務省所管）

② 個別処理区域の整備手法の選定

個別処理とされた区域については、次のいずれかの事業種別で適用する事業を選定しました。

- ・ 浄化槽設置整備事業（環境省所管）
- ・ 浄化槽市町村整備推進事業（環境省所管）
- ・ 個別排水処理施設整備事業（総務省所管）

③ 類似した事業間の調整

効率的処理ができるよう、公共下水道、農業・漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント等各事業間の調整を図りました。

5 段階的整備の方針

段階的な整備の方針は、本構想を実現していくための基本方針であり、水質保全要請等の事業の緊急性など事業の優先度を検討するとともに、市町村の財政状況、予算・人員等からみた整備可能量、事業の実施順位（優先度）、概算事業費などを考慮した上で、目標年次（平成42年度）に至る、概ね5箇年程度の期間ごとに整備区域や整備内容を明らかにしました。

- (1) 事業実施優先度の検討
- (2) 概算事業費の算定
- (3) 下水道経営の長期見通しを踏まえた実施可能事業量の検討
- (4) 効率性・公平性を考慮した整備方針の設定
- (5) 整備スケジュールのとりまとめ

6 住民意向の把握

本構想の策定に際し、あらかじめ本構想の案を公表するなど、住民の意向の把握に努めました。

- (1) 住民の意向の把握・反映
- (2) 住民への計画案の公表

7 汚泥処理、維持管理の方針の検討手順

(1) 汚泥処理の方針

汚泥処理の方針として以下の項目を検討しました。

- ① 汚泥処理の現況と計画の整理
- ② 発生汚泥量の算出
- ③ 有効利用の方針

(2) 維持管理の方針

維持管理の方針として以下の項目を検討しました。

- ① 維持管理の現況と計画の整理
- ② 各市町村の維持管理システム
- ③ 維持管理人員の算定

8 策定時点における大規模地震・津波対策の観点からの整備手法の検証

汚水処理施設の整備手法について、以下の項目を検討しました。

- ① 東日本大震災における汚水処理施設の被災状況
- ② 東日本大震災における汚水処理施設の復旧状況

第4章 構想の策定結果

1 将来行政区域内人口

① 現況人口・・・平成20年度末人口

② 汚水処理構想に用いる行政人口・・・目標年次（平成42年度）における行政人口

この構想の本県将来人口は、各市町村構想の将来的な行政人口を合計したもので、平成20年度で約80万人、目標年次（平成42年度）及び整備完了時で約67万5千人となっています。

2 整備手法

本県の汚水処理施設の整備手法について、整備完了時点における集合処理区の数、事業種別毎の整備人口及び事業種別構成比については次のとおりです。

表4-1 本県の汚水処理施設の最適な整備手法

種 別		該当市町村数	処理区数	整備人口(人)	構成比(%)	1処理区あたり人口(人)	
集合処理	公 共 下水道	流域関連公共下水道	6	1	141,085	20.9	141,085
		単独公共下水道	5	9	186,539	27.6	20,727
		特定環境保全公共下水道	11	22	66,624	9.9	3,028
		小計	22	32	394,248	58.4	12,320
	集落排水施設	農業集落排水施設	14	69	61,751	9.2	895
		漁業集落排水施設	5	10	2,608	0.4	261
		林業集落排水施設	1	1	57	0.0	57
		小計	20	80	64,416	9.5	805
	コミュニティ・プラント	3	7	7,833	1.2	1,119	
	計	45	119	466,497	69.1	3,920	
個別処理	浄化槽市町村整備推進事業	2	—	7,051	1.0	—	
	浄化槽設置整備事業及び個人設置	22	—	201,279	29.8	—	
	計	24	—	208,330	30.9	—	
合 計		24	—	674,827	100.0	—	

(注)整備人口は平成42年度の推計人口に基づいている。
構成比は四捨五入を行ったため、集計が合わないことがある。

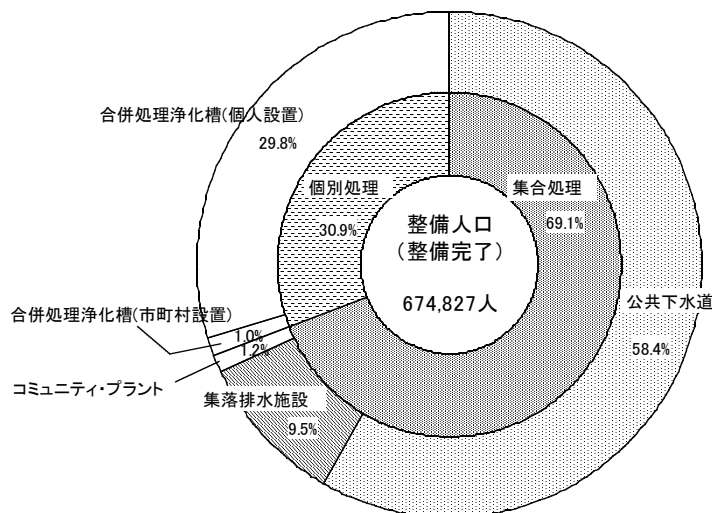


図4-1 事業種別構成比

3 整備目標

目標年次である平成42年度末における汚水処理人口普及率83%を目標とします。

目標年次及びこれに至る概ね5箇年程度の期間毎の各整備手法による整備状況は次表のとおりです。

表4-2 目標年次に至る各整備手法毎の整備状況

種 別			基準年次(H20)		中間年次(H27)		中間年次(H32)		中間年次(H37)		目標年次(H42)	
			整備人口 (人)	汚水処理 人口普及 率(%)	整備人口 (人)	汚水処理 人口普及 率(%)	整備人口 (人)	汚水処理 人口普及 率(%)	整備人口 (人)	汚水処理 人口普及 率(%)	整備人口 (人)	汚水処理 人口普及 率(%)
集合処理	公共下水道	流域関連公共下水道	5,463	0.7	21,920	2.9	30,899	4.2	44,227	6.3	57,418	8.5
		単独公共下水道	89,973	11.2	98,436	12.9	106,008	14.4	115,744	16.4	132,217	19.6
		特定環境保全公共下水道	11,125	1.4	23,404	3.1	30,791	4.2	36,309	5.1	41,206	6.1
		計	106,561	13.3	143,760	18.8	167,698	22.8	196,280	27.8	230,841	34.2
	集落排水施設	農業集落排水施設	20,885	2.6	20,108	2.6	20,114	2.7	19,997	2.8	22,999	3.4
		漁業集落排水施設	282	0.0	493	0.1	633	0.1	575	0.1	520	0.1
		林業集落排水施設	170	0.0	91	0.0	80	0.0	70	0.0	57	0.0
		計	21,337	2.7	20,692	2.7	20,827	2.8	20,642	2.9	23,576	3.5
		コミュニティ・プラント	5,423	0.7	5,386	0.7	5,362	0.7	5,308	0.8	3,765	0.6
		計	133,321	16.6	169,838	22.3	193,887	26.3	222,230	31.5	258,182	38.3
個別処理	合併処理浄化槽	232,324	29.0	260,569	34.1	284,364	38.6	294,923	41.8	295,873	43.8	
	合併処理浄化槽(市町村設置)	913	0.1	2,102	0.3	3,001	0.4	3,790	0.5	4,415	0.7	
	計	233,237	29.1	262,671	34.4	287,365	39.0	298,713	42.3	300,288	44.5	
未処理			434,267	54.2	330,706	43.3	255,092	34.6	185,384	26.2	116,357	17.2
処 理 合 計			366,558	45.8	432,509	56.7	481,252	65.4	520,943	73.8	558,470	82.8
合 計			800,825	100.0	763,215	100.0	736,344	100.0	706,327	100.0	674,827	100.0

(注) 普及率は四捨五入を行ったため、集計が合わないことがある。

4 維持管理の方針

汚水処理施設の効率的かつ適正な維持管理を促進するため、次の方針を掲げます。

- ① 下水道経営の健全化の推進
- ② 維持管理の効率化、合理化の推進

基準年次において、下水道12市町13処理区、集落排水事業33処理区で供用を開始しており、下水道5処理区が市町村による直営管理、その他は民間等への委託管理となっています。整備完了時点においては、119処理区が供用予定ですが、今後建設される処理場は小規模なものが主であり、コスト高の解消が課題となります。

今後一層、水質分析など共同管理、巡回管理、下水道監視システム導入などによる遠隔管理をすすめるとともに、民間委託をさらにすすめた包括的民間委託の導入も検討していく必要があります。

近年の厳しい財政状況の中で、下水道事業を進めていくには、下水道経営の健全化が必須となります。このためには、住民の理解と協力のもとに「明確な経営指標と経営見通し」「適切な使用料の設定」「接続の徹底」等に積極的に取り組む必要があります。

また、整備完了時点で全体の約30%を占める合併処理浄化槽についても、公共用水域への影響が大きいいため、維持管理、検査体制の充実に努めます。

5 汚泥処理の方針

汚泥処理については、汚泥の減量化、有効利用の促進、処理の効率化を推進します。

(1) 汚泥処理

汚泥処理施設の整備にともない、発生汚泥量は比例的に増加していきます。

普及率の低い本県では、基準年次から目標年次である平成42年度までに、発生汚泥量は2.1倍（濃縮汚泥量換算）になると予想されます。

汚泥処理の現状は、集合処理で発生する汚泥量の64%が緑農地利用やセメント原料化に利用されていますが、それ以外は、焼却・埋立処分によって最終処分されています。

今後は、埋立処分地の確保が一層厳しくなることに加え、循環型社会の構築へ、汚泥の再資源化、有効利用に取り組む必要があります。

表 4 - 3 発生汚泥量の推移（濃縮汚泥量）

(単位:m³/日)

種 別		基準年次 (平成20年度)	目標年次 (平成42年度)	整備完了	
集合処理	公 共 下 水 道	流域関連公共下水道	10.9	103.4	254.0
		単独公共下水道	176.4	415.0	858.0
		特定環境保全公共下水道	29.8	161.8	305.3
		小計	217.0	680.1	1,417.3
	集落排 水施設	農業集落排水施設	59.6	56.7	148.6
		漁業集落排水施設	0.2	1.4	5.7
		林業集落排水施設	0.8	0.5	0.3
		小計	60.6	58.7	154.6
	コミュニティ・プラント	4.3	4.0	7.6	
	計	281.9	742.7	1,579.5	
個別処理	浄化槽市町村整備推進事業	1.1	5.3	8.5	
	浄化槽設置整備事業及び個人設置	241.9	338.2	208.9	
	計	243.0	343.4	217.4	
合 計		524.9	1,086.2	1,796.9	

発生汚泥量の推移

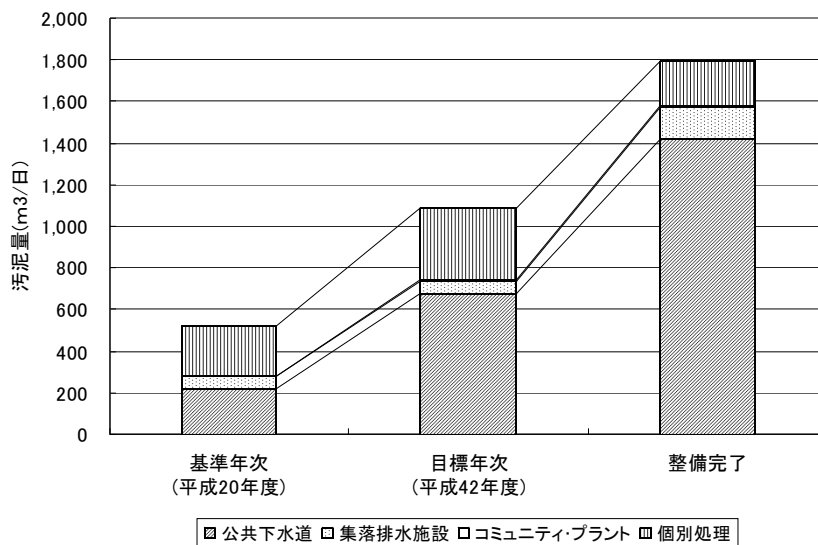


図 4 - 2 発生汚泥量の推移

(2) 汚泥の有効利用

全国の汚泥利用状況は、平成20年度で約78%が有効利用されています。その内訳は、従来、緑農地還元が中心でありましたが、近年はセメント原料としての利用や溶融スラグの利用などの建設資材利用が進展し、平成7年度から緑農地利用を逆転しています。

県内の汚泥の有効利用については、平成20年度で全体の約64%となっています。このうち、セメント原料は53.7%、コンポスト原料が10.1%となっており、残りは埋め立て処分されており、今後更に有効利用を促進する必要があります。

汚泥の有効利用に当たっては、有効利用の必要性、費用負担、事業主体、有効利用の形態、製品の品質、需給予測などを考慮したうえで、減量化と再資源化の両面から取り組みを進めます。

汚泥の有効利用用途としては次の表のとおりです。

表4-4 汚泥の有効利用用途

分類	汚泥形態	処理工程	生成物質	用途
緑農地利用	脱水汚泥	無加工	脱水汚泥	肥料
		乾燥	乾燥汚泥	肥料
		発酵	コンポスト	肥料、土壌改良材
	焼却灰	造粒	造粒物	園芸用土壌
建設資材利用	焼却灰	無加工	焼却灰	土質改良材、路盤材、路床材、コンクリート二次製品、アスファルトファイラー、セメント原料、埋立て覆土
		造粒焼成	造粒物	軽量骨材
		混練焼成	焼成物	タイル、レンガ、透水性ブロック、陶管
		加圧成形焼成	焼成物	インターロッキングレンガ
	溶融スラグ	無加工	溶融スラグ	路盤材、コンクリート骨材
		成形	成形品	タイル、装飾品
エネルギー利用	濃縮汚泥	消化	メタンガス	発電、ブローア駆動、加温用燃料
	脱水汚泥	多重効用缶	固形燃料	燃料
		乾燥	乾燥汚泥	燃料
		焼却・溶融	廃熱	地域冷暖房、発電

資料：日本の下水道

本県では、緑農地利用やセメント減量化等による建設資材利用を中心に有効利用の促進に努めるものとします。

また、エネルギー使用の合理化、省エネルギー対策として、下水汚泥の燃料化は、CO₂排出量の削減にも大きく貢献するものであり、今後の技術の動向を見て積極的に取り組むものとします。

第5章 構想の推進

県は、本構想を実現するため、市町村ごとの推進施策（汚水処理推進アクションプラン）が着実に実行されるよう、その取組を支援します。

1 下水道、農業集落排水施設等の整備促進

- ① 市町村が地域の実情に応じた効率的な整備を行うために、「コスト縮減」につながる新技術・工法等の「情報の積極的な収集・提供」に努めるとともに、市町村の事業計画や事業経営について助言を行うことにより、市町村を支援します。
- ② 旧吉野川流域下水道関連市町等人口が集中している地域の事業費確保に努めるとともに、旧吉野川流域下水道について、今後の流入水量の増加等に応じて「段階的な整備」を進め、適切で効率的な維持管理により「コスト縮減」に努めます。
- ③ 近年の市町村の厳しい財政状況により、下水道等の施設整備に伴う市町村の負担軽減を図るため、下水道等施設整備の遅れている地域への「重点的な交付金等の配分」や、汚水処理施設の地域の実情に応じた「一体的な整備・運営・管理の仕組づくり」について、引き続き国に対し働きかけます。
- ④ 下水道や農業集落排水施設等が整備された区域において、集合処理施設へ早期に接続して速やかに整備効果を発現させるため、下水道事業における接続助成への「積極的な国交付金の活用」について、市町へ働きかけます。

2 合併処理浄化槽の整備促進

- ① 生活排水対策が急がれる地域に対し、計画的、面的な整備や、設置後の適切な維持管理の観点から、県は従来の個人設置型による合併処理浄化槽整備に加え、市町村自らが設置主体となる「市町村設置型」による合併処理浄化槽の導入検討を市町村に働きかけます。
- ② 合併処理浄化槽は適正な維持管理が行われて初めてその機能が有効となることから、県は市町村、法定検査機関と連携して維持管理体制を整備するとともに、「法定検査の受検率」を向上させるため県民の皆様への啓発を推進します。

3 汚水処理施設整備の県民への普及・啓発活動

汚水処理施設の整備を円滑に進めていくためには、県民の皆様は汚水処理の「意義」及び「大切さ」を理解していただく必要があるため、県は市町村と連携しながら、各種広報、様々な世代を対象とした出前講座、浄化センター等の施設見学会、「下水道の日（9月10日）」や「徳島県浄化槽月間（10月）」における街頭啓発、汚水処理に関するパネル展等、様々な機会を活用して普及啓発を推進します。

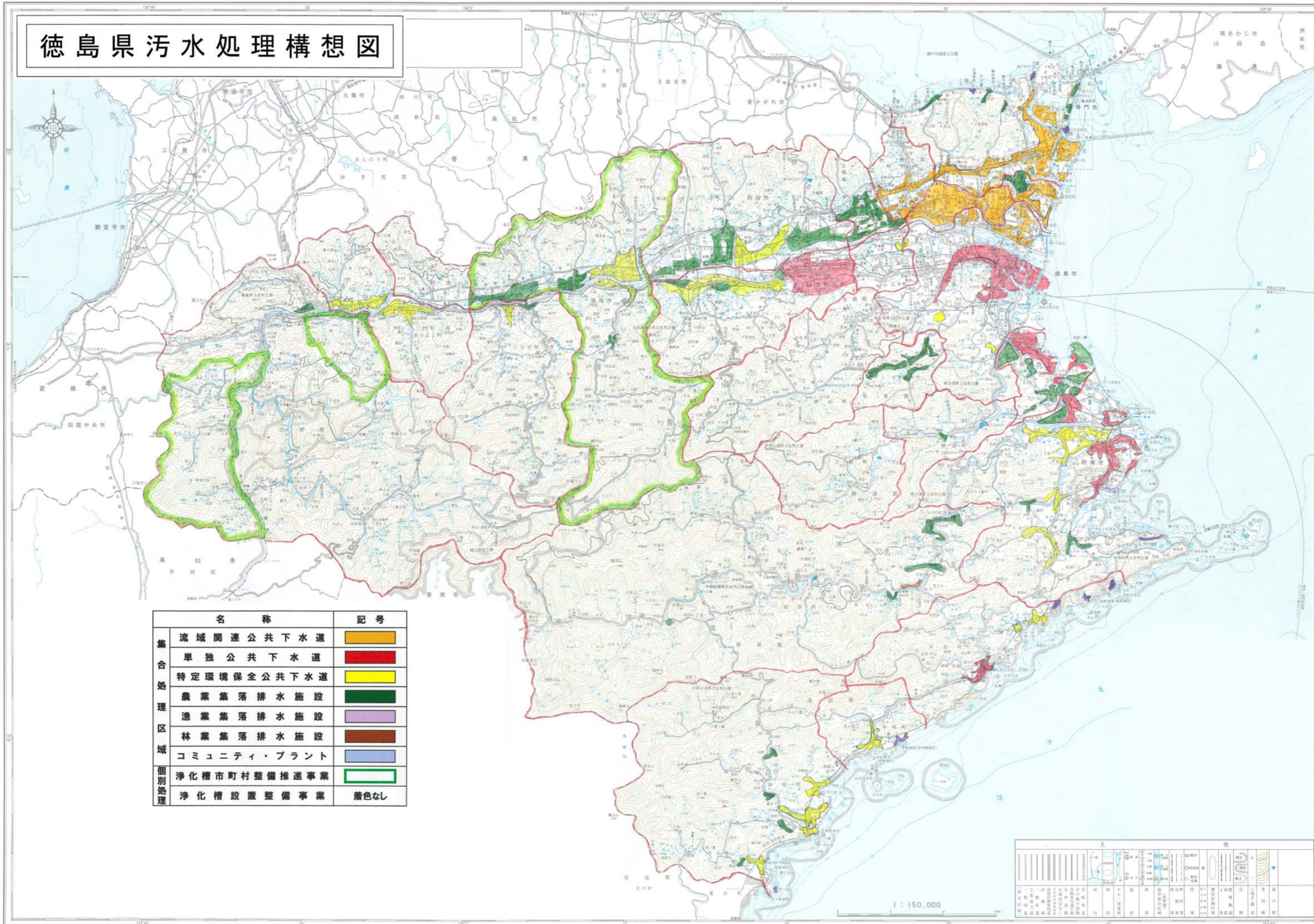
4 整備手法間の調整及び今後の状況変化への対応

汚水処理施設の整備にあたっては、整備手法間の調整・連携を図ることにより、市町村の円滑な事業推進を図ります。

東日本大震災における詳細な被害状況や復旧状況等の情報収集を進め、地域の実情に応じた災害に強い汚水処理施設に見直していくこととします。

また、本構想の策定後、概ね「5年毎に進捗状況を点検」し、社会情勢の変化等に合わせて必要な「見直し」を行います。

徳島県汚水処理構想図



	名称	記号
集合処理区域	流域関連公共下水道	オレンジ色
	単独公共下水道	赤色
	特定環境保全公共下水道	黄色
	農業集落排水施設	緑色
	漁業集落排水施設	紫色
	林業集落排水施設	茶色
個別処理	コミュニティ・プラント	青色
	浄化槽市町村整備推進事業	緑色の枠
	浄化槽設置整備事業	着色なし

凡例	
①	境界線
②	市界線
③	町界線
④	村界線
⑤	支線
⑥	幹線
⑦	調整池
⑧	浄化槽
⑨	集水
⑩	排水
⑪	河川
⑫	海
⑬	道路
⑭	鉄道
⑮	電線
⑯	森林
⑰	農地
⑱	公園
⑲	学校
⑳	病院
㉑	公共施設
㉒	商業施設
㉓	住宅
㉔	工業
㉕	倉庫
㉖	駐車場
㉗	遊歩道
㉘	自転車道
㉙	歩道
㉚	車道
㉛	鉄線
㉜	電線
㉝	森林
㉞	農地
㉟	公園
㊱	学校
㊲	病院
㊳	公共施設
㊴	商業施設
㊵	住宅
㊶	工業
㊷	倉庫
㊸	駐車場
㊹	遊歩道
㊺	自転車道
㊻	歩道
㊼	車道
㊽	鉄線
㊾	電線
㊿	森林

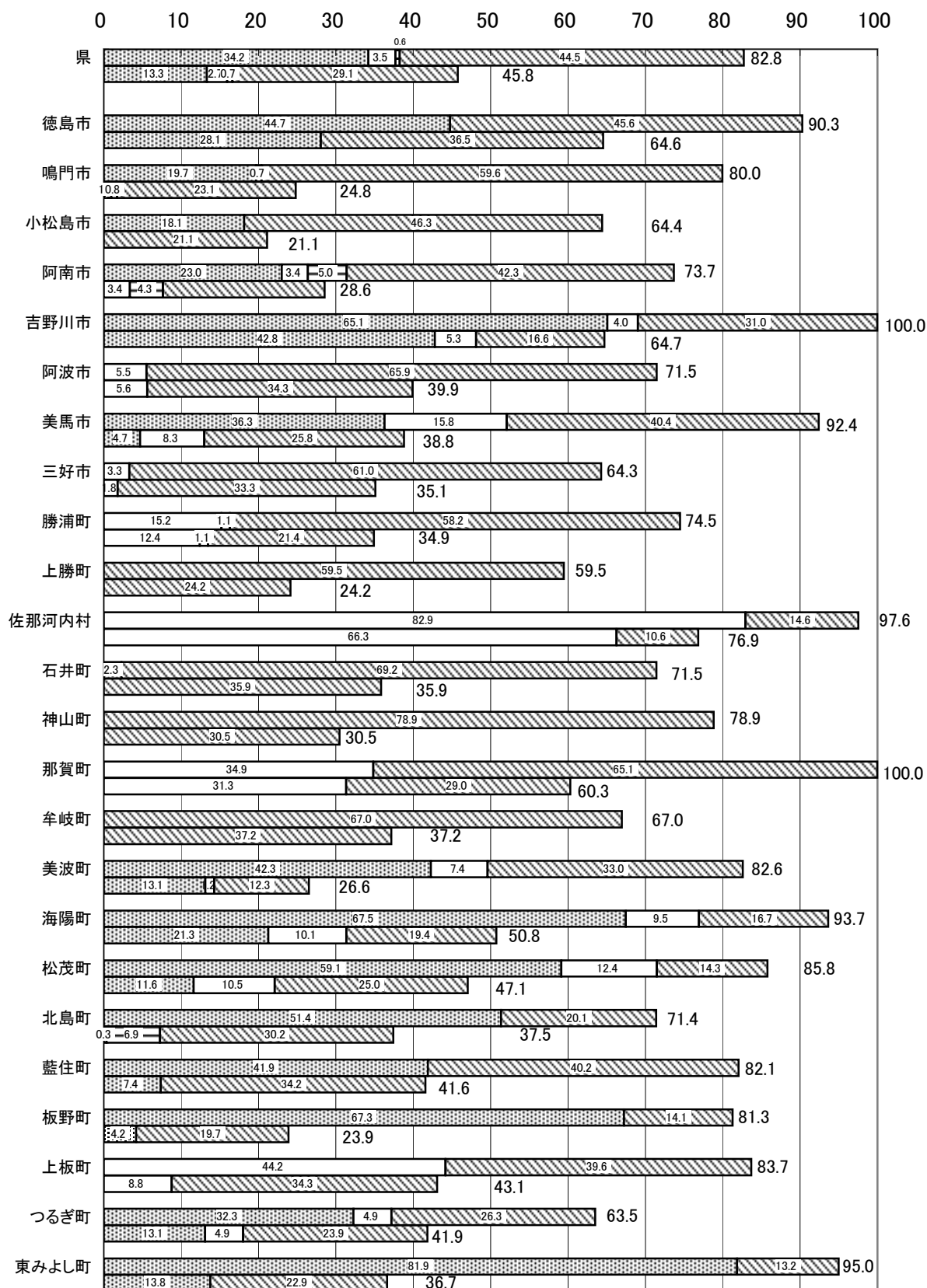
1 : 150,000

この地図の作成に当たっては、国土地理院の承諾を得て、国院発行の5万分の1地形図を使用したものである。(保証番号 平1600第 第26号)

市町村別汚水処理人口普及率

[上段: 目標年次(平成42年度)、下段: 基準年次(平成20年度)]

(単位: %)



公共下水道
 集落排水施設
 コミュニティ・プラント
 個別処理